

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力の停止 (高齢者福祉課)	1
◎地方卸売市場の開設者及び告示の廃止 (地域農業推進課、合併・流通支援課)	1
◎地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止 (")	3
○保安林の指定の予定 (4件) (治山林道課)	5
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (")	6
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	6
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	6
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	7
○土地改良区の役員の就退任 (4件) (")	7
○土地改良区の定款変更の認可 (")	8
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則〈4・8掲示〉	8
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員選挙の当選人の住所及び氏名 (4・13掲示)	8
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	9

告 示

高知県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、平成23年2月28日付けで次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力を停止した。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定の効力の停止の期間	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970100891	有限会社明和総合サービス	高知市鴨部一丁目11番2-2103号	平成23年4月1日から同年9月30日まで	有限会社明和総合サービス	高知市鴨部一丁目11番2-2103号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970100578	"	"	"	"	"	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

高知県告示第236号

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第26条第1項第1号の規定により、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の開設の許可を受けている地方卸売市場の開設者等について次のとおり告示し、昭和48年3月高知県告示第82号（地方卸売市場開設者の許可）、同年6月高知県告示第314号（地方卸売市場の開設者の許可）、昭和49年4月高知県告示第220号（地方卸売市場の開設者の許可）、同年8月高知県告示第416号（地方卸売市場の開設者の許可）、昭和50年4月高知県告示第252号（地方卸売市場の開設の許可）及び高知県告示第256号（地方卸売市場の開設の許可）、同年8月高知県告示第483号（地方卸売市場の開設の許可）、同年12月高知県告示第716号（地方卸売市場の開設の許可）、昭和51年10月高知県告示第547号（地方卸売市場の開設の許可）、昭和52年12月高知県告示第634号（地方卸売市場の開設の許可）、昭和54年3月高知県告示第172号（地方卸売市場の開設の許可）、昭和56年4月高知県告示第218号（卸売市場法による地方卸売市場の開設の許可）、昭和57年3月高知県告示第164号（地方卸売市場の開設の許可）、昭和63年9月高知県告示第551号（地方卸売市場の開設の許可）、平成元年10月高知県告示第585号（地方卸売市場の開設の許可）並びに平成17年11月高知県告示第738号（地方卸売市場の開設の許可）は、廃止する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

許可 番号	開設者		地方卸売市場		取扱品目	許可年月 日
	氏名又は名称	住所	名称	位置		
1	高知県漁業協 同組合	高知市横浜1814 番地1	地方卸売市場 高知県漁協甲 浦魚市場	安芸郡東洋町甲 浦704番地10	水産物	昭和48年 1月1日
2	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協佐 喜浜町魚市場	室戸市佐喜浜町 1216番地	〃	〃
3	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協椎 名魚市場	室戸市室戸岬町 1525番地1	〃	〃
4	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協三 津魚市場	室戸市室戸岬町 1920番地先	〃	〃
5	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協室 戸岬魚市場	室戸市室戸岬町 6810番地152	〃	〃
6	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協室 戸魚市場	室戸市室津3370 番地1	〃	〃
7	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協手 結魚市場	香南市夜須町手 結7番8号	〃	〃
8	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協浦 戸魚市場	高知市浦戸183 番1	〃	〃
9	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協御 壘瀬魚市場	高知市御壘瀬 482番地	〃	昭和50年 12月15日
10	〃	〃	地方卸売市場 高知県漁協宇 佐	土佐市宇佐町宇 佐3161-8	〃	昭和48年 1月1日

			佐魚市場			
11	須崎釣漁業協 同組合	須崎市浜町二丁 目4番8号	地方卸売市場 須崎魚市場	須崎市浜町二丁 目121番1	〃	〃
	須崎町漁業協 同組合	須崎市浜町二丁 目4番10号				
	錦浦漁業協同 組合	須崎市浜町二丁 目4番9号				
12	窪津漁業協同 組合	土佐清水市窪津 482番地2	地方卸売市場 窪津漁業協同 組合	土佐清水市窪津 482番地2	〃	〃
13	高知県漁業協 同組合	高知市横浜1814 番地1	地方卸売市場 高知県漁協清 水魚市場	土佐清水市市場 町11番4号	〃	〃
14	すくも湾漁業 協同組合	宿毛市片島5番 71号	地方卸売市場 すくも湾漁業 協同組合	宿毛市片島5番 71号	〃	〃
19	南国青果協同 組合	南国市大桶甲 1725番地10	地方卸売市場 南国青果協同 組合	南国市大桶甲 1725番地10	青果物	〃
21	須崎中央青果 株式会社	須崎市池ノ内 1146-1	地方卸売市場 須崎中央青果 株式会社	須崎市池ノ内 1146-1	〃	平成7年 5月25日
22	有限会社窪川 中央青果卸売 市場	高岡郡四万十町 茂串町6-12	地方卸売市場 窪川中央青果 卸売市場	高岡郡四万十町 茂串町6-12	〃	昭和48年 1月1日
26	有限会社芸西 青果市場	安芸郡芸西村和 食甲1305番地1	地方卸売市場 有限会社芸西 青果市場	安芸郡芸西村和 食甲1305番地1	〃	〃
27	株式会社赤岡 青果市場	香南市赤岡町 1365	地方卸売市場 株式会社赤岡 青果市場	香南市赤岡町 1365	〃	〃
28	土佐中央青果 卸売株式会社	土佐市高岡町丙 52-1	地方卸売市場 土佐中央青果	土佐市高岡町丙 52-1	〃	〃

			卸売株式会社			
30	株式会社宿毛中央青果市場	宿毛市南沖須賀2番3号	地方卸売市場株式会社宿毛中央青果市場	宿毛市南沖須賀2番3号	〃	昭和48年6月15日
31	株式会社高知県生花市場	高知市南新田町4番41号	地方卸売市場株式会社高知県生花市場	高知市南新田町4番41号	花き	昭和54年3月24日
33	株式会社土佐花き園芸市場	高知市布師田3024-1	地方卸売市場株式会社土佐花き園芸市場	高知市布師田3024-1	〃	昭和49年4月1日
35	四万十市	四万十市佐岡499番1	幡多公設地方卸売市場	四万十市佐岡499番1	青果物 水産物	昭和50年8月15日
36	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根甲921-6	地方卸売市場野根漁業協同組合魚市場	安芸郡東洋町野根甲921-6	水産物	昭和51年10月25日
37	株式会社高知中央植物市場	高知市高須東町9-28	地方卸売市場株式会社高知中央植物市場	高知市高須東町9-28	花き	昭和63年7月29日
38	株式会社高知県中央青果市場	高知市鴨部一丁目19番35号	地方卸売市場株式会社高知県中央青果市場	高知市鴨部一丁目19番35号	青果物	昭和57年3月10日
40	すくも湾漁業協同組合	宿毛市片島5番71号	すくも湾中央市場地方卸売市場	宿毛市小筑紫町田ノ浦1340-2	水産物	平成17年10月26日
41	高知県漁業協同組合	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	室戸市室戸岬町3868番地1	〃	平成元年8月15日

高知県告示第237号

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)第26条第1項第1号の規定により、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の卸売業務の許可を受けている地方卸売市場の卸売業者等について次のとおり告示し、昭和48年3月高知県告示第83号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、同年6月高知県告示第315号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和49年4月高知県告示第221号(地方卸売市場卸売業者の許可)、同年8月高知県告示第417号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和50年4月高知県告示第253号(地方卸売市場の卸売業者の許可)及び高知県告示第257号

(地方卸売市場の卸売業者の許可)、同年8月高知県告示第484号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、同年12月高知県告示第717号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和51年10月高知県告示第548号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和52年12月高知県告示第635号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和54年3月高知県告示第173号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和56年4月高知県告示第219号(卸売市場法による地方卸売市場の卸売業者の許可)、昭和57年3月高知県告示第165号(地方卸売市場の卸売業者の許可)、平成元年10月高知県告示第586号(地方卸売市場の卸売業者の許可)並びに平成17年11月高知県告示第739号(地方卸売市場の卸売業者の許可)は、廃止する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	卸売業者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類	許可年月日
	氏名又は名称	住所			
1	高知県漁業協同組合	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協甲浦魚市場	水産物部	昭和48年1月1日
2	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協佐喜浜町魚市場	〃	〃
3	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協椎名魚市場	〃	〃
4	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協三津魚市場	〃	〃
5	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協室戸岬魚市場	〃	〃
6	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協室戸魚市場	〃	〃
7	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協手結魚市場	〃	〃
8	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協浦戸魚市場	〃	〃
9	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協御畳瀬魚市場	〃	昭和50年12月15日
10	〃	〃	地方卸売市場高知県漁協宇佐魚市場	〃	昭和48年1月1日

11	須崎釣漁業協同組合	須崎市浜町二丁目4番8号	地方卸売市場須崎魚市場	〃	〃
12	須崎町漁業協同組合	須崎市浜町二丁目4番10号	〃	〃	〃
13	錦浦漁業協同組合	須崎市浜町二丁目4番9号	〃	〃	〃
14	須崎魚市場株式会社	須崎市浜町二丁目4番13号	〃	〃	〃
15	窪津漁業協同組合	土佐清水市窪津482番地2	地方卸売市場窪津漁業協同組合	〃	〃
16	高知県漁業協同組合	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協清水魚市場	〃	〃
17	すくも湾漁業協同組合	宿毛市片島5番71号	地方卸売市場すくも湾漁業協同組合	〃	〃
22	南国青果協同組合	南国市大桶甲1725番地10	地方卸売市場南国青果協同組合	青果部	〃
24	須崎中央青果株式会社	須崎市池ノ内1146-1	地方卸売市場須崎中央青果株式会社	〃	平成7年5月25日
25	有限会社窪川中央青果卸売市場	高岡郡四万十町茂串町6-12	地方卸売市場窪川中央青果卸売市場	〃	昭和48年1月1日
29	有限会社芸西青果市場	安芸郡芸西村和食甲1305番地1	地方卸売市場有限会社芸西青果市場	〃	〃
30	株式会社赤岡青果市場	香南市赤岡町1365	地方卸売市場株式会社赤岡青果市場	〃	〃
31	土佐中央青果卸売株式会社	土佐市高岡町丙52-1	地方卸売市場土佐中央青果卸売株式会社	〃	〃
33	株式会社宿毛中央青果市場	宿毛市南沖須賀2番3号	地方卸売市場株式会社宿毛中央青果市場	〃	昭和48年6月15日
34	株式会社高知県生花市場	高知市南新田町4番41号	地方卸売市場株式会社高知県生花市場	花き部	昭和54年3月24日

36	株式会社土佐花き園芸市場	高知市布師田3024-1	地方卸売市場株式会社土佐花き園芸市場	〃	昭和49年4月1日
38	株式会社中村青果市場	四万十市佐岡499番1	幡多公設地方卸売市場	青果部	昭和50年8月15日
40	株式会社幡多中央魚市場	〃	〃	水産物部	〃
41	中村魚市株式会社	〃	〃	〃	〃
42	野根漁業協同組合	安芸郡東洋町野根甲921-6	地方卸売市場野根漁業協同組合魚市場	〃	昭和51年10月25日
43	株式会社高知中央植物市場	高知市高須東町9-28	地方卸売市場株式会社高知中央植物市場	花き部	昭和63年7月29日
44	株式会社高知県中央青果市場	高知市鴨部一丁目19番35号	地方卸売市場株式会社高知県中央青果市場	青果部	昭和57年3月10日
45	すくも湾漁業協同組合	宿毛市片島5番71号	すくも湾中央市場地方卸売市場	水産物部	平成17年10月26日
46	高知県漁業協同組合	高知市横浜1814番地1	地方卸売市場高知県漁協高岡魚市場	〃	平成元年8月15日

高知県告示第238号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
須崎市浦ノ内仄方字中谷1227の1、1228の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中谷1228の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第239号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
須崎市浦ノ内立目摺木字山横浪803の1、803の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山横浪803の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第240号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町三間川字名水谷274の1、867の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字名水谷274の1・867の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第241号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町不破原字サルゴシ山435の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サルゴシ山435の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町戸中字 ツヅラクロタキ67番 51	前	A	12.0 } 65 17.0
		B	11.0 } 170 40.0
	後		11.0 } 170 40.0
	吾川郡いの町戸中字 ツヅラクロタキ67番 51	前	A
B			9.2 } 120 30.0
後			9.2 } 120 30.0

高知県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川新別字小倉1913番1地先から 吾川郡いの町小川柳野字アゼビ谷5070番2まで	前	3.2 } 165.0	290
	後	3.2 } 165.0	290

高知県告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字石切ケ端6342番から 高岡郡日高村沖名字石佛2073番5まで	前	3.0 } 15.8	65
	後	17.9 } 34.0	65

高知県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 韮ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町坪野田95番1から 高岡郡檮原町坪野田135番1まで	前	4.4 } 9.7	18
	後	8.6 } 13.6	18

高知県告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野見港
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市多ノ郷字矢羽田甲305番23から 須崎市西崎町35番1まで	59	平成23年4月19日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成23年7月28日 午前10時から	安芸市総合社会福祉センター	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
” ” 29日	”	わな猟免許
” 8月5日	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
” ” 6日	”	わな猟免許及び網猟免許
” ” 24日	中村地区建設協同組合会館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
” ” 25日	”	わな猟免許

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。)

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県文化生活部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

4 免許申請書の配布場所

高知県文化生活部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県文化生活部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町	日時	場所
本山町	平成23年7月5日 午後1時から	本山町プラチナセンター
田野町	〃 〃 7日 〃	田野町ふれあいセンター
四万十町	〃 〃 11日 〃	四万十町農村環境改善センター
高知市	〃 〃 14日 〃	高知県立ふくし交流プラザ
黒潮町	〃 〃 22日 〃	ふるさと総合センター
高知市	〃 8月9日 〃	高知ちばさんセンター
須崎市	〃 〃 17日 〃	須崎市立市民文化会館
安芸市	〃 〃 18日 〃	安芸市民会館
四万十市	〃 〃 23日 〃	四万十市立中央公民館
高知市	〃 9月4日 〃	高知県猟友会館

- 2 免許更新申請手数料
2,800円（高知県収入証紙を免許更新申請書の所定欄に貼り付けること。）
- 3 免許更新申請書の提出場所及び提出期限
高知県文化生活部鳥獣対策課へそれぞれの講習の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許更新申請書の配布場所
高知県文化生活部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
提出書類その他詳細については、高知県文化生活部鳥獣対策

課に問い合わせること。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所  
(就任)  
理事 横山 一敏 安芸市川北甲585-3

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
(退任)
理事 島崎 保 南国市 金地 567
監事 刈谷 英博 〃 大桶乙 829

(就任)
理事 宮地 貫 香美市土佐山田町山田 1652
〃 田村 英昭 南国市 金地 714-2
監事 澤村 哲男 〃 大桶乙2966

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市中島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所  
(退任)  
理事 井上 和一 須崎市池ノ内333  
〃 井上 貞彦 〃 〃 362  
〃 谷本圭一郎 〃 〃 287  
〃 坂本 秀孝 〃 〃 433  
〃 下田 昇 〃 〃 391  
〃 高橋 義明 〃 下分甲560-2  
〃 土居 寛 〃 池ノ内531  
〃 中居 芳秀 〃 〃 561  
〃 宮崎 幹夫 〃 〃 44  
〃 森 隆一 〃 西町 2-9-37

〃 山崎 敏夫 〃 池ノ内580  
〃 山崎 好勝 〃 〃 392  
監事 宮崎 繁則 〃 〃 32-2  
〃 森 順一 〃 〃 311  
〃 吉井 秋夫 〃 下分甲379

(就任)  
理事 井上 和一 須崎市池ノ内333  
〃 井上 貞彦 〃 〃 362  
〃 吉井 秋夫 〃 下分甲379  
〃 坂本 秀孝 〃 池ノ内107-1  
〃 下田 昇 〃 〃 391  
〃 高橋 義明 〃 下分甲560-2  
〃 土居 寛 〃 池ノ内531  
〃 中居 芳秀 〃 〃 561  
〃 宮崎 幹夫 〃 〃 44  
〃 森 隆一 〃 西町 2-9-37  
〃 山崎 敏夫 〃 池ノ内580  
〃 山崎 好勝 〃 〃 392  
監事 宮崎 繁則 〃 〃 32-2  
〃 森 順一 〃 〃 311  
〃 谷本圭一郎 〃 池ノ内287

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市浜田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
(退任)
理事 市川 靖 須崎市多ノ郷甲 785
〃 市川 良樹 〃 〃 甲 776
〃 梅原 一悦 〃 〃 甲 847
〃 岡崎 信孝 〃 池ノ内 316
〃 嶋崎 博敬 〃 桑田山乙1462
〃 高橋 春樹 〃 多ノ郷甲2280
監事 川上 悦弘 〃 〃 甲2826
〃 鳴岡 久芳 〃 〃 甲3213-1
(就任)
理事 市川 靖 須崎市多ノ郷甲 785
〃 市川 良樹 〃 〃 甲 776
〃 梅原 一悦 〃 〃 甲 847
〃 岡崎 信孝 〃 池ノ内 316
〃 嶋崎 博敬 〃 桑田山乙1462
〃 高橋 春樹 〃 多ノ郷甲2280

監事 川上 悦弘 〃 〃 甲2826
 〃 鳴岡 久芳 〃 〃 甲3213-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所
 (退任)

理事 北澤 一男 須崎市安和1023-1
 〃 北澤 利文 〃 〃 1129
 〃 古谷 誠一 〃 〃 829
 〃 古谷 孝司 〃 〃 831
 〃 古谷 武徳 〃 〃 2740
 〃 古谷 正延 〃 〃 292
 監事 古谷 直輝 〃 〃 647
 〃 中城 徹 〃 〃 980

(就任)

理事 北澤 一男 須崎市安和1023-1
 〃 北澤 利文 〃 〃 1129
 〃 古谷 誠一 〃 〃 829
 〃 古谷 孝司 〃 〃 831
 〃 古谷 武徳 〃 〃 2740
 〃 古谷 正延 〃 〃 292
 監事 古谷 直輝 〃 〃 647
 〃 中城 徹 〃 〃 980

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成23年4月6日に認可した。

平成23年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月8日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第7号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 高知警察署の表高知警察署高知駅前交番の項中「南金田 高埴 札場」を「高埴」に、「南御座 海老ノ丸」を「南御座」に、「伊勢崎町 幸町 洞ヶ島町 入明町」を「洞ヶ島町」に改め、同表高知警察署山ノ端交番の項中「大膳町」を「伊勢崎町 幸町 入明町 大膳町」に改め、同表高知警察署下知交番の項中「中宝永町 宝永町」を「中宝永町 宝永町 南金田 札場 海老ノ丸」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第32号

平成23年4月10日に行った高知県議会議員選挙の各選挙区において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年4月13日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

選挙区	住所	氏名
高知市	高知県高知市本宮町5番地	西 森 潮 三
	高知県高知市福井町1390番地31	三 石 文 隆
	高知県高知市升形4番28-802号 ダイアパレス升形	大 石 宗
	高知県高知市唐人町9番10-902号 ビ・ウェル唐人町	桑 名 龍 吾
	高知県高知市高須一丁目16番1-28号	西 森 雅 和
	高知県高知市百石町二丁目17番20号	池 脇 純 一
	高知県高知市福井町1784番地11	高 橋 徹
	高知県高知市知寄町二丁目4番10-404号 サーパス知寄町I	坂 本 茂 雄
	高知県高知市福井町1000番地8	黒 岩 正 好
	高知県高知市仁井田897番地	土 居 正 治
	高知県高知市朝倉丙1215番地8	塚 地 佐 智
	高知県高知市長浜5183番地37	米 田 稔

	高知県高知市愛宕町三丁目13番11号 高知県高知市福井町1475番地3 高知県高知市塩屋崎町二丁目9番22号 ヴィラージュヌフIV号棟102号	吉 良 富 彦 中 根 佐 知 西 内 隆 純
室戸市、東洋町	高知県室戸市浮津2番町260番地1	弘 田 兼 一
安芸市、芸西村	高知県安芸市矢ノ丸一丁目3番14号	樋 口 秀 洋
南国市	高知県南国市大埴乙305番地 高知県南国市亀岩339番地	溝 渕 健 夫 坂 本 孝 幸
土佐市	高知県土佐市新居170番地の12 高知県土佐市新居980番地	森 田 英 二 中 内 桂 郎
須崎市	高知県須崎市青木町7番19号	西 内 健
宿毛市、大月町、三原村	高知県宿毛市片島15番17-7号 高知県宿毛市中央七丁目4番9号	加 藤 漠 中 西 哲
土佐清水市	高知県土佐清水市下ノ加江211番地27	横 山 浩 一
四万十市	高知県四万十市具同5447番地3 高知県四万十市安並1787番地	土 森 正 典 岡 本 和 也
香南市	高知県香南市野市町東野158番地 高知県香南市夜須町坪井272番地4	梶 原 大 介 清 藤 真 司
香美市	高知県香美市土佐山田町楠目446番地2	依 光 晃 一 郎
奈半利町、田野町、安	高知県安芸郡奈半利町乙1750番地	浜 田 英 宏

田村、北川村、馬路村		
長岡郡、土佐郡	高知県長岡郡本山町北山甲527番地	川 井 喜久博
吾川郡	高知県吾川郡いの町羽根町17番地 高知県吾川郡いの町3928番地1	西 岡 寅八郎 上 田 周 五
高岡郡	高知県高岡郡四万十町本町7番13号 高知県高岡郡津野町北川4937番地 高知県高岡郡佐川町甲1092番地 高知県高岡郡四万十町琴平町10番19号	武 石 利 彦 明 神 健 夫 田 村 輝 雄 佐 竹 紀 夫
黒潮町	高知県幡多郡黒潮町佐賀2988番地	山 本 広 明

監 査 公 表

監査公表第5号

平成23年4月19日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

22高行管第409号

平成23年3月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成23年2月15日付け22高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘とされた機関

1 高知女子大学

(1) 事実認定

平成22年度の校舎清掃業務委託において、前年度に比較して業務量が大きく変動しているにもかかわらず、施行に当たって平成19年10月18日付け19高管財第357号で管財課長が示した庁舎清掃業務委託に関する積算モデルを活用するなどの十分な積算を行っていなかった。

また、予定価格調書の積算基礎と仕様書等の整合性もとれていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、業務量に応じた積算を行わず、1者からのみの参考見積を基にした予算に合わせた積算に基づき予定価格調書を作成したことによるものであり、予定価格についての契約規則第16条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

今回指摘を受けた事項は、予定価格を決定する際、通知で示された基準等を参考に業務量に応じた積算を行うべきところ、従前からの方法で積算を行ったものであり、契約事務に関する認識不足によるものです。

(4) 措置状況

今後は、このような指摘を受けることがないよう、契約事務に関する規則・通知等の周知徹底と十分なチェックを行い、適正な事務処理に努めます。

2 農業大学校

(1) 事実認定

農薬（毒物、劇物）について、高知県農業振興部における毒物及び劇物管理規程（以下「管理規程」という。）の様式及び記録方法による管理となっておらず、残量が確認できる状態となっていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、毒劇物の使用等について定めた管理規程第5条に反するものである。

また、毒劇物の管理については、平成21年度の監査においても注意事項としており、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

管理規程の遵守について職員の意識が希薄であったため、管理規程が制定された後も従前の様式を使用していた事例があり、毒劇物への安易な対応及び毒劇物の使用の確認漏れにより管理簿等への記載が漏れていた事例がありました。

また、学校全体としての取組が不十分なことにより、チェック機能が働かず、このような不適正な事務処理が生

じたものです。

(4) 措置状況

農業大学校では、平成22年11月に施錠の状況や、保管庫への表示及び転倒防止措置の状況、管理簿等への記入状況などについて校長を交えて各科ごとに確認し、職員全員に現状を説明するとともに、管理規程に基づいた対応をとるように職員会議で周知徹底しました。

管理規程別記第1号様式による毒物管理簿及び別記第2号様式による劇物管理台帳の整備を行い、職員へ管理規程を配付し、管理簿等への記録方法を徹底しました。また、保管庫については、管理規程第4条第4項に基づく転倒防止措置を講じるとともに、同条第6項に基づく表示を行い、使用見込みのない薬品については、管理規程第7条に基づき、平成23年3月2日に廃棄しました。

平成23年1月に管理状況を再確認した際には、すべての個所、項目において改善されており、3月に管理規程第6条に基づく棚卸しを実施し、取扱責任者（各チーフ）及び管理責任者（副校長）が確認を行いました。

今後は、管理規程を遵守し、より慎重かつ適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。

3 中央東林業務所

(1) 事実認定

平成21年度発注の中尾谷復旧治山工事（復旧第6号）において、契約期間中に契約の相手方が新法人を設立し、同法人に対する権利義務継承承諾願が提出され、県もそれを承諾している。しかしながら、精算金は請求書に記載された新法人の振込口座と異なる、旧法人名義の口座に支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、法人格が異なる別人への支払であり、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと規定した高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第48条に反する不適正な事務処理である。

正当な債権者の確認はもとより、振込口座が相手方と同一であることの確認も徹底し、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

契約時に、土木システムに各項目を入力すると、支出負担行為決議書、支出負担行為変更決議書、支出命令書が財務システムと連動し、自動での帳票の出力が可能となっています。

土木システムでは、最初に登録した業者の変更ができないため、新法人設立後の支出負担行為変更決議書、支出命令書は手書きで修正をしていました。精算金の支払いにあ

たって財務会計システムで支出命令書を作成する際も土木システムと連動していることから旧法人の口座番号が画面表示されていました。

本来であれば支出命令書の作成時に、支払い先の口座を新法人の振込口座に修正すべきですが、新法人設立後の業者に支払い先の口座を確認したところ、旧法人の口座に振り込んでほしい旨の回答があり、その口座へ支払いをしたもので、これは会計事務に関する認識不足によるものです。

(4) 措置状況

今後は、会計規則に則った適正な事務処理を行うこととし、会計研修にも積極的に参加するよう職員に徹底しました。

4 中央東土木事務所

(1) 事実認定

平成22年度中央東土木事務所旧館空調機改修工事設計委託業務の契約書を作成する際に、誤って第1条から第3条までが欠落した契約書に押印し、正式の契約書としていた。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項に規定する契約書の記載事項等に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

契約に当たっては、相手方に契約書の様式2部を渡し、相手方が契約書2部を作成し押印したものを当方が受け取り、その後、当方で2部とも公印を押した後に、双方が1部づつ保管しています。

今回は、相手方から契約書を受け取った際に、契約書の落丁等のチェックが不十分だったものです。

(4) 措置状況

今後は、相手方から契約書を受け取る際に、落丁や条文の誤りなどがないかどうか、契約書の点検を複数の職員で確実にすることにより、再発防止に努めます。

5 中央西土木事務所

(1) 事実認定

年度初めに収入調定すべき平成22年度の河川使用料（継続分）を平成22年8月31日（843,090円）に収入調定していた。

(2) 指摘事項

上のことは、調定は、速やかに行わなければならないと定めた会計規則第22条に反する事務処理である。

また、平成21年度の監査においても道路使用料について

同趣旨の嚴重注意としており、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

指摘の収入調定が遅れたのは、当初の収入調定の決裁途上において占用に係る数量に不一致があることが判明したことから、一旦収入調定を取り消してその確認作業に時間を要したためです。

(4) 措置状況

平成23年度分に係る継続分の収入調定に当たっては、占用許可状況の一覧表を基に、4月当初から進捗管理を確実に行って、年度初めの早期に収入調定を終えるようにします。

22高教政第1791号

平成23年3月17日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成23年2月15日付け22高監報第13号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

(指摘事項)

機関名：高知県立室戸高等学校

1 事実認定

平成21年度定時制学校歯科医手当について、平成22年3月に別人に支払ったうえ、誤払いに気付くのが同年9月になった。平成22年度予算で正当な債権者へ支払うとともに、誤払金を収入に受け入れていた。

2 指摘事項

上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと規定した高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第48条に反する不適正な事務処理である。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143号に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適正な事務処理である。

今後は、正当な債権者の確認はもとより、支出個別表のチェックを行うことなどにより、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因

平成21年度定時制学校歯科医報償費支払いに際して、財務会計システムのタンキングを利用して兼支出命令書を作成したが、誤って歯科医の債権者登録が本校の保護者に変更されており、それに気付かず保護者に支払ってしまったことにある。

4 今後の対応

今後は、法例・規則に則り適正な事務処理を行い、正当な債権者の確認を厳格にし、支出個別表のチェックを十分にすることなどにより、二度とこのような不適正な事務処理が繰り返されることのないように常に緊張感をもつよう努めます。

また、他の県立学校でも、事務処理の慣れにより、このような基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであるから、全県立高等学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

(指摘事項)

機関名：高知県立高知丸の内高等学校

1 事実認定

早取期限が平成22年3月23日とされている同年2月分の電気料（529,730円）を1日遅れて支払ったため、4月に15,891円の遅取加算額を支払っていた。

2 指摘事項

上のことは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため遅取加算額が生じた不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

担当者は、電気料の支払日当日午前8時30分ころ、支出負担行為決議書と納付書により、支払証での支払があることを確認していたが、財務端末の稼働時間までに時間があつたため、納付書をいったん書類ケースにしまった。

その後、支払証の取り出しと銀行窓口での支払を失念し、午後5時ごろ、支払関係の書類を整理する時点になって、電気料の支払をしていないことに気づいた。

直ちに支払証を取り出し、取扱銀行と電力会社に問い合わせたところ、翌日支払が可能であるが、支払期日を過ぎたため3%の遅取料金が発生し、3月分の電気料金に加算されるとの回答を得て、翌日に支払ったものである。

4 今後の対応

今後は、今回の反省に立って、支払期日及び支払証の取り扱いについては、より厳正で確実な事務処理を行うとともに、複数の事務職員及び出納員がチェックする体制を整えるなどの対策をとり、再びこのようなことがおきかないよう細心の注意を払います。

具体的には、支払いのある日を全員が確認できるよう事務室内の行事黒板の当該支払日の欄に、支払担当者が、「支払証」と記載したマグネットを貼り付け、声を掛け合い、複数の者でチェックすることとします。

また、支払い終了後には、出納員が当該マグネットを赤で

困むこととし、払い忘れのないようにすることを徹底しました。

今回の指摘事項も、他の県立学校でも、事務処理の慣れにより、起こりうることであるから、全県立学校に対して、複数の事務職員及び出納員がチェックする体制を整えるなど、適正な事務処理に努めるよう指導します。

(指摘事項)

機関名：高知県立高知小津高等学校

1 事実認定

平成21年度の需用費について、請求書に記載された正当な債権者である法人とは異なる個人に支払っていた。

2 指摘事項

上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと規定した高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第48条に反する不適正な事務処理である。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

債権者である（有）三星堂は吉本三星堂から社名、代表者名が変わっていたが、支出負担行為決議書兼支出命令書を作成する際に、古い社名（吉本三星堂）で「相手方カナ氏名照会」をしたため、財務会計システムに残っていた変更前の債権者コードを入力してしまった。

その結果、相手方及び支払い口座が変更前の名義になり、また請求書と照合していなかったため、変更前に登録されていた口座に支払われてしまった。

4 今後の対応

指摘を受けた後、四国銀行及び正当な債権者である（有）三星堂に連絡し口座の存在及び入金を確認していただきました。

今回の誤りは、支出命令書に打ち出された相手方、振込口座を請求書と確認していれば防げたものであり、決裁段階でもチェックできていませんでした。

今後は、請求書との照合を決裁段階を含めて確実に言い、同じ誤りを起こさない適正な事務処理に努めます。

また、他の県立学校でも、事務処理の慣れにより、このような基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであるから、全県立高等学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

(指摘事項)

機関名：高知県立四万十高等学校

1 事実認定

平成22年3月4日付けで契約を締結した平成21年度産業廃棄物処理委託契約書（収集・運搬および処分）の契約金額を訂正し、訂正部分に受託者のみ押印がなされていた。また、同年3月17日付けで変更契約を行うに際し、変更契約書の様

式によらず新たな契約書を作成したため、重複した契約となっていた。

2 指摘事項

上のことは、契約書の作成について定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条及び契約を変更する場合の書式について定めた変更契約書の標準書式について（平成14年3月20日付け13高管財第319号総務部長通知）に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

契約書作成事務にあたって、契約金額の訂正という根本的な訂正が生じた場合や変更契約を行う必要が生じた場合に、それぞれ契約規則や取扱い通知等の規定を確認しないまま事務処理を行ったため、不適正な処理を行うこととなった。

4 今後の対応

今回の不適正な事務処理を強く受け止め、会計事務の基本的事項を職員間で再認識するとともに、担当者と事務長相互の確認・点検など内部管理体制を強化し、今後は、高知県会計規則を遵守し、契約書作成の際には高知県契約規則に基づいた事務処理を行います。

また、作成した書類の点検を入念におこないこのようなことがない適正な事務処理に努めます。

他の県立学校でも、事務処理の慣れにより、このような基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであるから、全県立高等学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

会計発第35号

平成23年2月24日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査結果に基づく措置について（通知）

平成23年2月15日付け22高監報第13号で報告のありました定期監査の結果について「指摘」とされた件につきましては、次のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

1 「指摘」とされた機関及び事項

(1) 高知南警察署

ア 事実認定

平成22年度7月分の行政検視立会医師に対する謝礼金において、支出調書の作成を誤り、その後の検認及びチェックも不十分であったため、正当な債権者でない医師に支払っていた。

イ 指摘事項

上のことは、検査職員の一般的職務について定めた契約規則第52条の規定に反するとともに、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた会計規則第48条に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(2) 中村警察署

ア 事実認定

平成21年度の支出命令確認書（No.176）を紛失していた。

また、このことについて会計管理局への事故報告がされていなかった。

イ 指摘事項

上のことは、高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）第3条第2項の規定及び高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日付け19高会企第3号会計管理者通知）に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

2 措置状況

(1) 高知南警察署

ご指摘を受けた件につきましては、平成23年1月25日に誤払い分の戻入を受け、平成23年1月25日に正当債権者に支払い済みであります。

本件は、出納員による正当債権者であることの確認が十分でなく、また検査職員による検査も不十分であったうえ、決裁過程においてもチェックできなかったことに起因するものであり、今後はこのような不適正な事務処理を起こさないように指導するとともに、十分なチェック体制を執るよう徹底させます。

(2) 中村警察署

ご指摘を受けた書類の紛失につきましては、適正な会計処理の基本である、会計書類の適正管理が行われていなかった結果であり、今後はより一層慎重な管理を徹底するよう指導し、保管状況を複数で把握するなど、再発防止を徹底させます。

なお、会計管理者へは、平成22年12月14日に報告済みです。